

# 横浜市営地下鉄駅構内ワゴン店舗設置事業者募集要項

## I 募集の概要

### 1 募集の趣旨

本事業は、横浜市営地下鉄駅構内において、賑わい形成及びお客様の利便性向上を図るため、菓子類を中心とした食品、雑貨類などを一定の期間に入れ替えて、ワゴンタイプの簡易店舗で販売を行うものです。

### 2 対象場所

- (1) 戸塚駅 : 横浜市戸塚区戸塚町12-1  
営業区画 : 地下1階コンコース NEYDAYS前
- (2) あざみ野駅 : 横浜市青葉区あざみ野2-2-20  
営業区画 : 地下1階改札正面 (改札内)
- (3) 日吉駅 : 横浜市港北区日吉4-1-11  
営業区画 : 地下1階改札正面 (市営地下鉄グリーンライン及び東急東横線改札間旧東横線券売機前)

## II 募集及び使用上の条件

### 1 募集の条件

#### (1) 計画条件

対象場所I-2の各駅において、原則、令和5年4月1日より1年間営業することとします。ただし、更新手続きにより令和8年3月31日までの計3年間営業することができます。

#### (2) 応募資格

ア ワゴン店舗を使用し、以下営業種目の販売運営が可能な企画会社

①菓子類(洋・和菓子ジャンル問わず)、②食品(①以外)、③雑貨类等

上記3種目のうち、①については運営可能であることを必須とします。②、③については運営の是非は任意としますので、両方または片方が運営できない場合においても応募いただけます。

イ 短期間周期でテナントの入れ替えを行なうことができること

ウ 営業種目のうち①菓子類取扱業者(20社以上)と取引実績があること

②食品(①以外)や、③雑貨类等を扱う場合は、各営業種目の業者(取引社数は問わない)と取引実績があること

エ 鉄道駅構内等での営業経験が通算5年以上あること

オ レジスター等を使い、日ごとの売上を管理するなど、売上金を明確な手法で管理できること

カ 以下に掲げる暴力団等のいずれかでないこと

(ア) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)の

・第2条第2号に規定する暴力団

・第2条第4号に規定する暴力団員等

・第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

・第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

(イ) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

キ 以下に掲げる者のいずれかでないこと

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(イ) 経営不振の状況(破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。)にある者

(ウ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

#### (3) 設置費用の負担

営業に必要なワゴンやショーケース、レジスター等の什器はすべて事業者で準備してください。

当局では什器の用意は一切いたしません。

## 2 使用上の条件

- (1) 営業日は原則通年としますが、休業日の設定も可能とします。営業時間は10時00分から22時00分までの時間内で設定するものとします。
- (2) 商品やワゴンの搬出入について、(1)の時間帯のうち朝夕のラッシュ時間帯は行わないこと。  
駅エレベーターについては、お客様の利用が最優先となります。使用する場合はその都度、使用する台車の寸法、エレベーター防護方法及び搬出入体制について、当局の施設管理部門の承諾が必要となり、事前に書類の届出を行うこととなります。
- (3) 搬入車については、近隣の駐車場等を利用し、路上駐車等を絶対に行わないようにしてください。
- (4) 什器類等や電源コードの設置にあたってはお客様の通行支障とならないよう常に注意してください。
- (5) 営業区画で発生したゴミは必ず持ち帰ること。
- (6) 食品（許可を要するもの）の販売は、事業者の責任において保健所への申請手続きを行うなど、衛生管理を徹底すること。ただし、営業区画における調理行為は不可とします。
- (7) 構内設備電源の使用は、事前に所定の様式にて申請手続きを行うこと。
- (8) 防災のため、危険物や火気類の持込みは行わないこと。また、火災等発生時に迅速な対応ができるよう、消火スプレーを常備するとともに、緊急連絡体制の構築など事前措置を講じ、それを当局に提出すること。
- (9) 対象場所における営業種目の決定は、提案いただいた内容をもとに事前に当局と協議いただきます。  
当局が想定する出店イメージとしては、原則として①菓子類を中心に出店を行い、②食品（①以外）、③雑貨類等は実施可能な場合は、季節や対象場所の近隣地域イベントなどに応じて出店いただくことや、販売品目によっては定期的な周期で出店いただくこと、また①菓子類とセットで販売していただくことなどを予定しております。
- (10) 営業区画において、使用できるワゴンやショーケース、のぼり等については、高さ等の制限を設ける場合があります。設置する際は、事前に相談してください。
- (11) 営業区画における売上金は事業者の責任において管理するものとし、売上金の精算レシート等使用料算出の基となる資料を、当局の求めに応じて随時提出できること。
- (12) 当局へ納付する使用料については月末締め、翌月末払いとします。
- (13) 商品購入のお客様へは問い合わせ連絡先を記載したレシートを必ず渡すものとし、問い合わせ及び苦情については事業者の責任において対応すること。
- (14) 公序良俗に反しないこと。
- (15) 以上に記載の条件の他、当局が決定事業者へ交付する行政財産目的外使用許可書【参考資料（3）】記載事項も適用されるものとします。

## Ⅲ 提案内容及び応募書類

### 1 提案内容

次の項目について提案してください。

- (1) 営業区画  
希望営業区画のそれぞれの駅ごとに「提案書（様式1）」を記載してください。  
なお、提案書の「提案概要(10)その他提案」については、様式内に記載せず、事業者で作成（様式自由）された資料を提出しても構いません。
- (2) 目的外使用料（税抜）  
歩合営業料とします。売上目標額（税抜）に対する歩率（%）を提案し、1日あたりの売上目標額（年間平均）を含めた売上試算を記載してください。  
なお、歩率は10%以上を条件とします。ただし、電気使用料及び倉庫使用料は、目的外使用料に含まれるものとします。
- (3) 取引先テナント  
ア ①菓子類を取り扱うテナントで、取引のある業者数を記載してください。

- イ ②食品（①以外）、③雑貨類等を提案する場合は、それぞれの営業種目において取引のある業者数を記載してください。
- (4) テナント入替周期  
テナントを入れ替える周期を記載してください。複数のパターンを予定している場合は全て記載してください。
- (5) 営業日・営業時間  
休業日の有無を記載してください。原則通年で営業していただきますが、休業日を設定する場合は、現時点で予定している休業日数を記載してください（内訳も記載すること）。  
また、営業時間は10時00分から22時00分までの時間内で記載してください。
- (6) 主な取引先テナント及び取扱商品  
ア 営業種目を①菓子類、②食品（①以外）、③雑貨類等から1つ選び、該当する区分にチェックを入れてください。  
イ 取引先テナント及び取扱商品の具体例を、取引業者一覧表（応募書類(3)）の中から選び記載してください。ただし、抜粋した店舗についてはいずれも対象場所へ出店が可能である店舗に限ります。  
ウ ①菓子類を提案する場合は5件を記載してください。②食品（①以外）、③雑貨類等をそれぞれ提案する場合は、最低1件以上記載してください。  
エ ②食品（①以外）、③雑貨類等について提案がある場合は、単独での出店のほか、他の営業種目との組み合わせによる出店も可能とします。
- (7) 売上金管理方法  
テナントの売上金をどのように管理（納金・報告）しているか記載してください。
- (8) 売り場管理方法  
テナントへの衛生管理や安全管理の指導方法並びに販売促進の働きかけなど、売り場をどのように管理（指導）しているか記載してください。  
また、夏場の衛生管理について、特に対策を講じている場合は記載してください。
- (9) 当局駅構内エレベーター使用の有無
- (10) (1)～(9)以外に提案内容があれば、その内容を記載してください。  
例：対象場所周辺の地域振興につながる提案（地元中小事業者の活用）など

## 2 応募書類

次の応募書類を郵送または直接持参にて提出してください。

また、(1)から(4)についてはEメール（[kt-kanzai@city.yokohama.jp](mailto:kt-kanzai@city.yokohama.jp)）での提出も必要です。

なお、応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

	応募書類	様式	部数
(1)	提案書	(様式1) 一部(様式自由)あり	1部
(2)	鉄道駅構内等での営業経歴書	(様式自由)	1部
(3)	取引業者一覧表 ※テナント名、主な取扱商品及び対象場所と同等の売り場での売上実績は、必ず記載してください。	(様式自由)	1部
(4)	主な取引先テナント及び取扱商品 (様式一部につき営業種目1項目を記載すること)	(様式2)	1部×提案営業種目数
(5)	決算報告書(直近3か年分)		正副2部
(6)	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		正副2部
(7)	印鑑証明書		正副2部
(8)	会社概要	(様式自由)	正副2部
(9)	横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書	(様式3)	正副2部

## IV 事業者の決定及び契約方法

### 1 選定方法

選定委員会を設置し提案者からの提案書をもとに、収益性、テナント、運営管理の観点から総合的に審査した上で、事業者を決定します。

なお、当局において提案者からのプレゼンテーション審査が必要であると判断した場合は、審査・選定期間内に実施します。

### 2 選定結果の通知

選定結果については、全ての提案者に郵送により書面で結果を通知します。結果通知書は令和5年1月中旬に発送予定です。

### 3 契約方法

(1) 事業者はワゴン店舗営業にあたって、当局に行政財産目的外使用許可申請を行います。

その後、当局は行政財産目的外使用許可を行います。

(2) 使用許可期間は1年間とし、事業者が希望する場合は、更新手続きにより最長1年間の営業をすることができます。事業者は許可期間満了の3か月前までに行政財産目的外使用許可申請を行ってください。当局が認めた場合は行政財産目的外使用許可更新を行います。

## V 使用許可条件

### 1 事業者が負担する費用

事業者が負担する主な費用は、次のとおりです。

(1) 当局へ納めていただく目的外使用料（税抜）

※納付金額については、目的外使用料（税抜）に消費税を加算したものとします。

(2) 設置運営費

運営スタッフにかかる経費や、営業に必要な什器類（ワゴンやショーケース、レジスター等）の用意、搬出入にかかる経費

### 2 鉄道事業等の優先

(1) 鉄道事業を優先とし、当局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅改良工事、並びにこれに伴う停電作業に協力すること。

(2) 電力不足に伴う節電対策等に協力すること。

### 3 許可の取消

次の場合は、事業者への行政財産目的外使用許可を取り消すことがあります。

(1) 対象場所が当局鉄道事業等の都合により必要となったとき

(2) 対象場所が公用または公共の用に供するために必要となったとき

(3) 事業者が本要項に記載の使用上の条件等に違反したとき

### 4 許可期間途中での営業中止

事業者の都合により、許可期間の途中で営業を中止するときは、中止開始日の3か月前までに当局に対して、事前にその旨を意思表示し、申請手続きを行わなければなりません。

## VI 事業スケジュール及び応募手続等

### 1 スケジュール

募集要項配布開始	: 令和4年11月25日(金)
質疑期間	: 令和4年11月28日(月)から12月2日(金)
応募締切	: 令和4年12月23日(金)
審査・選定	: 応募締切後から令和5年1月中旬まで
選定結果通知	: 令和5年1月中旬
営業開始日	: 令和5年4月1日(土)
営業終了日	: 令和6年3月31日(日)

### 2 質疑

質疑がある場合は、Eメールでお問い合わせください。お問い合わせいただいた質疑は、回答をとりまとめ次第、順次返信いたします。

### 3 応募書類提出期間

令和4年12月5日(月)から令和4年12月23日(金)までの  
平日8時45分から12時00分、13時00分から17時15分まで  
提出方法: 直接持参または郵送(必着)

### 4 問合せ及び応募書類提出先

担当部署: 横浜市交通局 経営管理部 資産活用課  
所在地: 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所19階  
連絡先: 電話 045-671-3168  
FAX 045-322-3911  
Eメール: [kt-kanzai@city.yokohama.jp](mailto:kt-kanzai@city.yokohama.jp)

## VII 添付書類

### 1 参考資料

- (1) 戸塚駅構内図
- (2) あざみ野駅構内図
- (3) 日吉駅構内図
- (4) 行政財産目的外使用許可書(見本)

### 2 応募書類

- (1) 提案書(様式1)
- (2) 主な取引先テナント及び取扱商品(様式2)
- (3) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書(様式3)

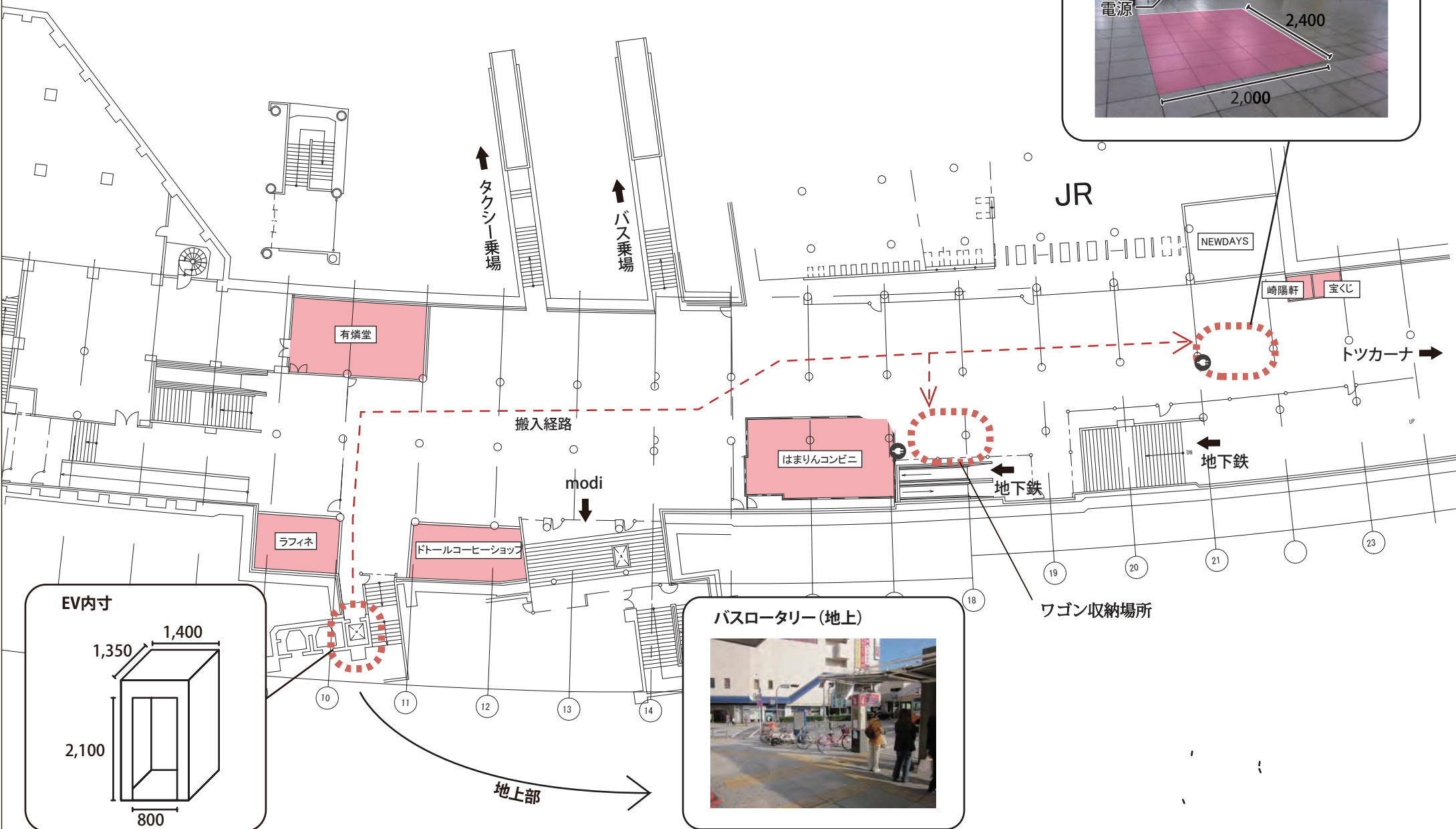
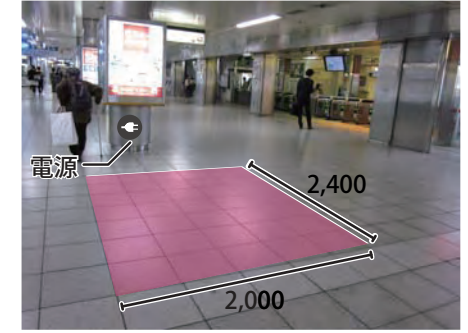
# 市営地下鉄戸塚駅地下1階平面図



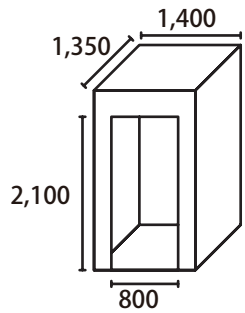
電源コンセント  
(15A, 100V)

※ 営業時間外は、はまりんコンビニ横の  
区画にワゴンを収納してください。

NEWDAYS 前



EV内寸



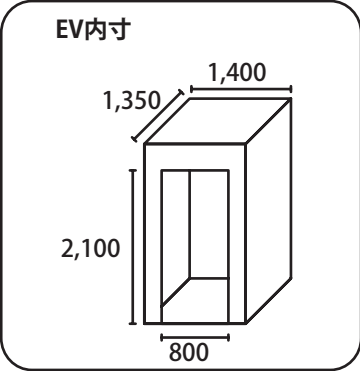
バスロータリー (地上)



ワゴン収納場所

地上部

市営地下鉄あざみ野駅地下1階平面図

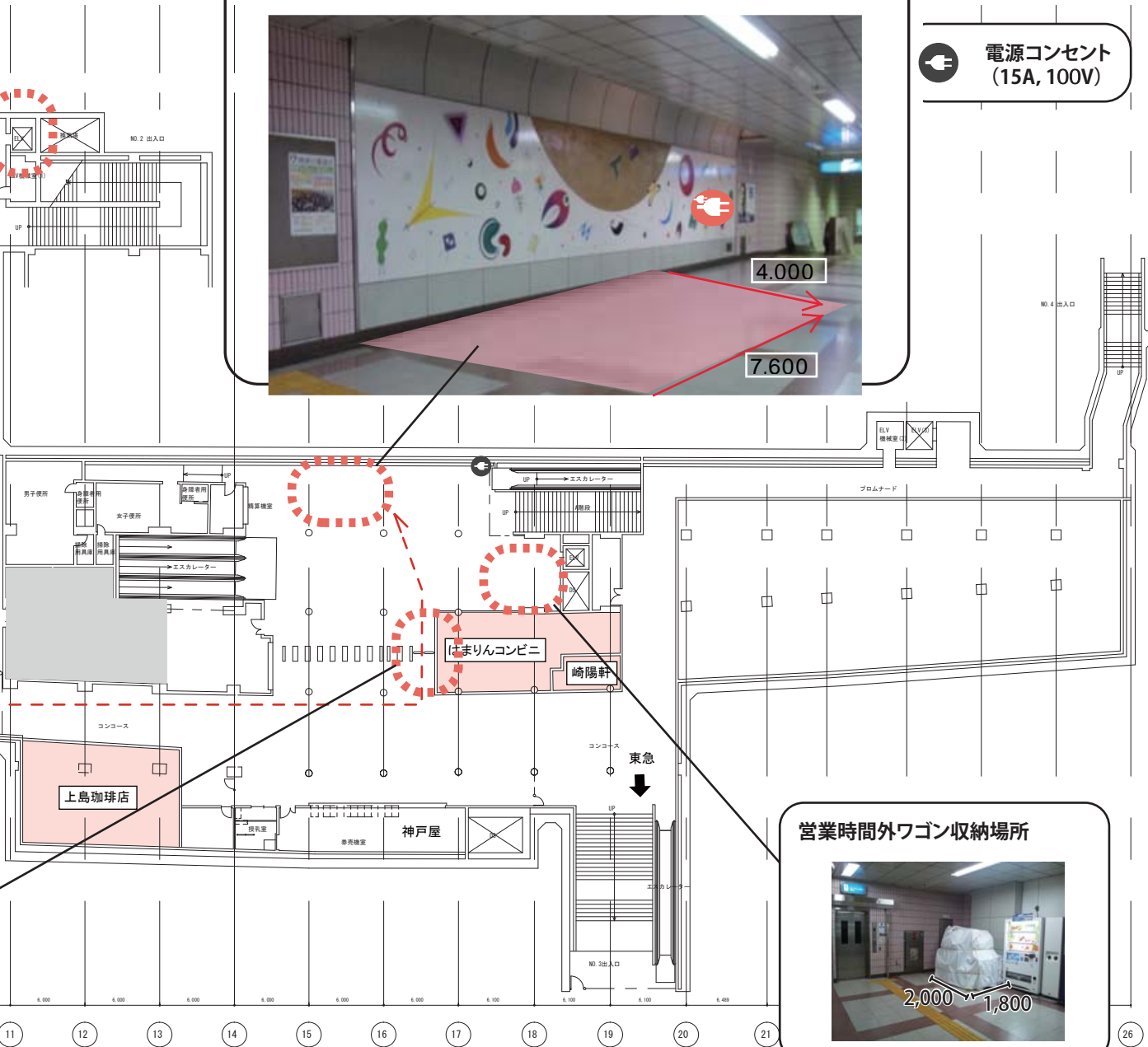


改札正面



電源コンセント  
(15A, 100V)

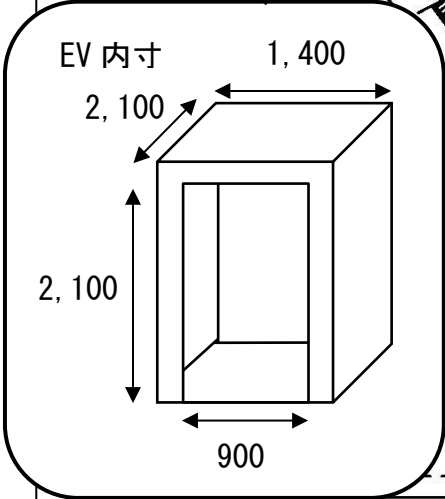
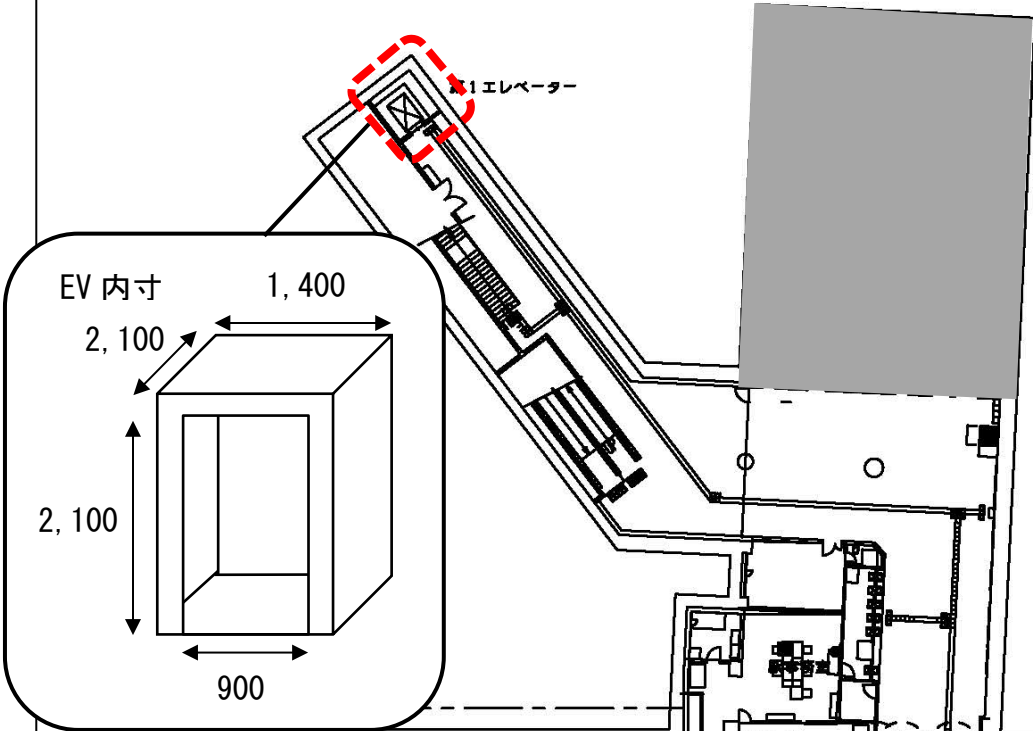
搬入経路



3 4 5 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 26

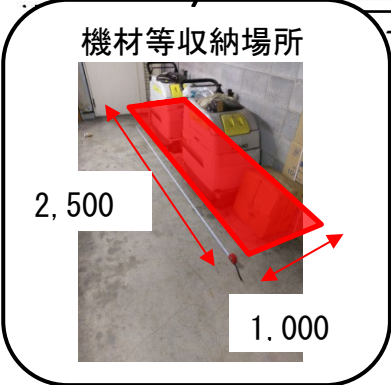
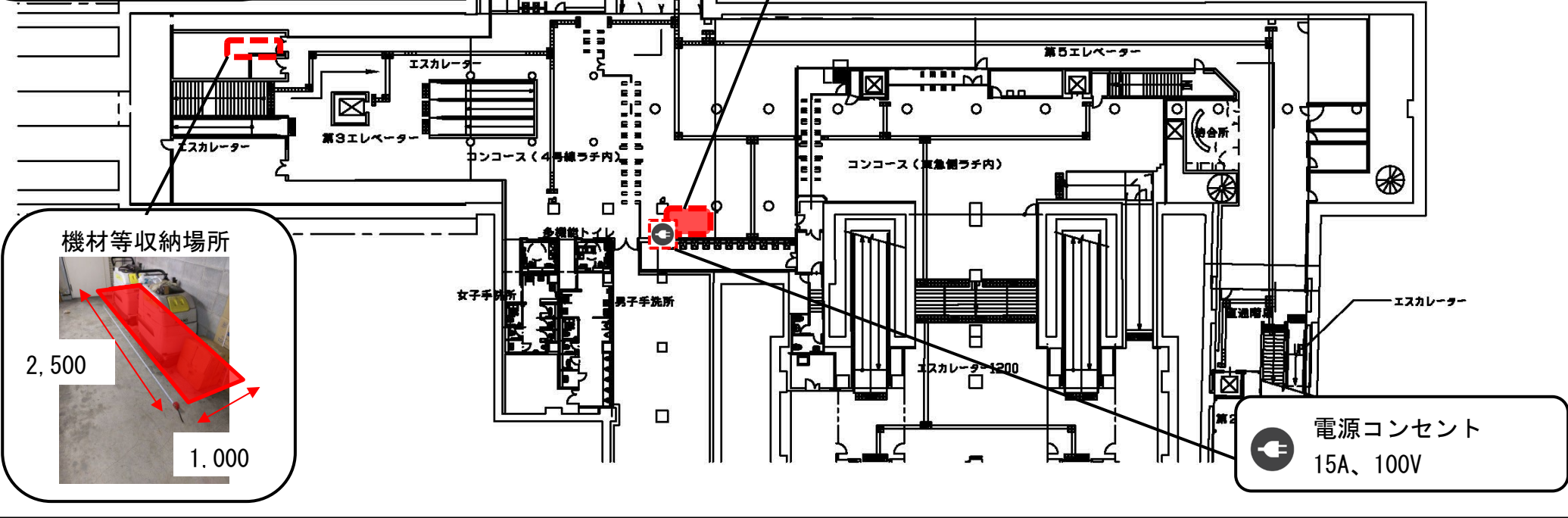


# 市営地下鉄日吉駅地下1階平面図



営業区画（市営地下鉄グリーンライン及び東急東横線改札間旧東横線券売機前）

2,400  
3,200





## 行政財産目的外使用許可書

横浜市交資活指令第〇号

令和〇年〇月〇日

(住所) 〇〇市〇〇区〇〇町〇—〇—〇

(団体名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者氏名) 〇〇〇〇〇〇〇〇様

横浜市交通事業管理者

当局公印

令和〇年〇月〇日に申請のありました行政財産の用途又は目的外の使用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定により、次の条件を付して許可します。

## 1 使用を許可する物件

- (1) 名称 戸塚駅 地下 1 階  
(2) 所在地番 横浜市戸塚区戸塚町 12-1

## 2 用途指定

使用を許可された者は、1 の物件を「ワゴン店舗による一時的な販売業務」の用に供しなければならない。

## 3 使用許可期間、場所及び面積

使用許可期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（1 年間） 各日とも営業時間は 10 時 00 分から 22 時 00 分までとし、営業時間外は当局指定区画にワゴン什器類を保管すること。
使用許可場所	地下 1 階コンコース（別添駅構内図のとおり）
使用許可面積	合計〇平方メートル

※なお、本許可書交付後、使用を許可された者の責めに帰する理由による使用許可期間、場所及び面積について変更の許可は行わない。

## 4 使用料及び納付方法

## (1) 使用料

使用料は、使用許可場所で得られる売上金（消費税別）に、〇%を乗じて得た額を当局へ納めるものとし、これには消費税を加算するものとする。使用料には当該使用を許可された物件に付帯する電気使用料及び倉庫使用料（ワゴン什器類等の保管にかかる使用料）を含むものとする。

## (2) 納付方法

使用を許可された者は、当局が発行する納入通知書により当局の指定する期日までに使用料を納付しなければならない。納付された使用料については、横浜市交通局公有財産規程 18 条に基づき取り扱うものとする。

## 5 延滞金

指定した期日までに使用料を支払わないときは、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例に定めるところにより算定した金額を支払わなければならない。

## 6 使用料の改定

経済情勢の変動、その他の事情により特に必要があると認める場合には、当局は使用料を改定することができる。

## 7 経費の負担等

使用を許可された者は、使用を許可された物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、当該使用を許可された物件に付帯する電気料などの光熱水費等を負担しなければならない。

## 8 使用上の制限等

- (1) 当局が使用を許可した物件は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
- (2) 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を 2 に指定した用途以外の用途に供してはならない。
- (3) 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を受けなければならない。

## 9 転貸等の禁止

使用を許可された者は、使用を許可された物件を転貸し、又は担保に供してはならない。

## 10 使用許可の取消又は変更

当局は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違反したとき
- (2) 当局において使用を許可した物件を必要とするとき
- (3) 使用を許可された者が、横浜市高速鉄道駅構内における臨時店舗の設置に関する要綱第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する者に該当することが判明したとき

## 11 原状回復

- (1) 当局が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、当局の指定する期日までに使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、当局が特に承認したときは、この限りでない。
- (2) 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、当局は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用を許可された者は何らの異議を申し立てることができない。

## 12 損害賠償

- (1) 使用を許可された者は、その責めに帰する理由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- (2) 使用を許可された者は、使用を許可した期間が満了したときは、又は当局が使用許可を取り消したときにおいて、当局が指定する期日までに使用を許可された財産を返還しないときは、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間に应ずる使用料の額（使用料を減免されている場合には、当局の基準により算定した使用料の額）の 3 倍に相当する金額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、この許可書に定める義務を履行しないため当局に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

### 13 有益費等の請求権の放棄

当局により使用許可の取消が行われた場合において、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求しないものとする。

### 14 実地調査等

当局において必要があるときは、使用を許可した物件について随時に実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

### 15 疑義の決定

この条件に関し疑義のあるとき、その他使用を許可された物件について疑義を生じたときは、全て当局により決定するものとする。

### 16 審査請求の教示

この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（当該処分の日から起算して1年以内に限る。）に横浜市長に対して審査請求をすることができる。

ただし、正当な理由があるときには、上記期間経過後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

### 17 取消訴訟の教示

この処分については、上記16の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（当該処分の日から起算して1年以内に限る。）に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

ただし、正当な理由があるときには、上記期間経過後であっても訴えを提起することが認められる場合がある。

### 18 活動内容の明示

使用を許可された者は、使用を許可された場所において活動を行う際に、容易に実施主体がわかるよう、標章等にて名称等を明示しなければならない。また募金活動の場合には、募金の使途及び寄付先について、当局職員や駅利用者から問い合わせがあった場合には適切に対応すること。

### 19 その他

- (1) 当局が使用を許可した物件が、使用を許可された者の行為に起因するものにより、工事又は改修等の必要があると当局が判断した場合は、それらに要する費用等は使用を許可された者の負担とする。
- (2) 当局が行う工事又は改修等で、使用を許可された者の物件が工事施工上支障になると当局が判断した場合は、その物件を速やかに移設又は一時撤去等をするものとし、移設又はそれらに要する費用等は、使用を許可された者の負担とする。
- (3) 使用を許可された者が設置・保守・撤去等に係る工事を行う際には、当局の指示に基づき、必要な事前の届出を当局に対して行うものとする。

## 行政財産目的外使用許可書

横浜市交資活指令第〇号

令和〇年〇月〇日

(住所) 〇〇市〇〇区〇〇町〇—〇—〇

(団体名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者氏名) 〇〇〇〇〇〇〇〇様

横浜市交通事業管理者

当局公印

令和〇年〇月〇日に申請のありました行政財産の用途又は目的外の使用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定により、次の条件を付して許可します。

## 1 使用を許可する物件

- (1) 名称 あざみ野駅 地下 1 階  
(2) 所在地番 横浜市青葉区あざみ野 2-2-20

## 2 用途指定

使用を許可された者は、1 の物件を「ワゴン店舗による一時的な販売業務」の用に供しなければならない。

## 3 使用許可期間、場所及び面積

使用許可期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（1 年間） 各日とも営業時間は 10 時 00 分から 22 時 00 分までとし、営業時間外は当局指定区画にワゴン什器類を保管すること。
使用許可場所	地下 1 階コンコース（別添駅構内図のとおり）
使用許可面積	合計〇平方メートル

※なお、本許可書交付後、使用を許可された者の責めに帰する理由による使用許可期間、場所及び面積について変更の許可は行わない。

## 4 使用料及び納付方法

## (1) 使用料

使用料は、使用許可場所で得られる売上金（消費税別）に、〇%を乗じて得た額を当局へ納めるものとし、これには消費税を加算するものとする。使用料には当該使用を許可された物件に付帯する電気使用料及び倉庫使用料（ワゴン什器類等の保管にかかる使用料）を含むものとする。

## (2) 納付方法

使用を許可された者は、当局が発行する納入通知書により当局の指定する期日までに使用料を納付しなければならない。納付された使用料については、横浜市交通局公有財産規程 18 条に基づき取り扱うものとする。

## 5 延滞金

指定した期日までに使用料を支払わないときは、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例に定めるところにより算定した金額を支払わなければならない。

## 6 使用料の改定

経済情勢の変動、その他の事情により特に必要があると認める場合には、当局は使用料を改定することができる。

## 7 経費の負担等

使用を許可された者は、使用を許可された物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、当該使用を許可された物件に付帯する電気料などの光熱水費等を負担しなければならない。

## 8 使用上の制限等

- (1) 当局が使用を許可した物件は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
- (2) 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を 2 に指定した用途以外の用途に供してはならない。
- (3) 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を受けなければならない。

## 9 転貸等の禁止

使用を許可された者は、使用を許可された物件を転貸し、又は担保に供してはならない。

## 10 使用許可の取消又は変更

当局は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違反したとき
- (2) 当局において使用を許可した物件を必要とするとき
- (3) 使用を許可された者が、横浜市高速鉄道駅構内における臨時店舗の設置に関する要綱第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する者に該当することが判明したとき

## 11 原状回復

- (1) 当局が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、当局の指定する期日までに使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、当局が特に承認したときは、この限りでない。
- (2) 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、当局は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用を許可された者は何らの異議を申し立てることができない。

## 12 損害賠償

- (1) 使用を許可された者は、その責めに帰する理由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- (2) 使用を許可された者は、使用を許可した期間が満了したときは、又は当局が使用許可を取り消したときにおいて、当局が指定する期日までに使用を許可された財産を返還しないときは、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間に应ずる使用料の額（使用料を減免されている場合には、当局の基準により算定した使用料の額）の 3 倍に相当する金額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、この許可書に定める義務を履行しないため当局に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。



### 13 有益費等の請求権の放棄

当局により使用許可の取消が行われた場合において、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求しないものとする。

### 14 実地調査等

当局において必要があるときは、使用を許可した物件について随時に実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

### 15 疑義の決定

この条件に関し疑義のあるとき、その他使用を許可された物件について疑義を生じたときは、全て当局により決定するものとする。

### 16 審査請求の教示

この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（当該処分の日から起算して1年以内に限る。）に横浜市長に対して審査請求をすることができる。

ただし、正当な理由があるときには、上記期間経過後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

### 17 取消訴訟の教示

この処分については、上記16の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（当該処分の日から起算して1年以内に限る。）に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

ただし、正当な理由があるときには、上記期間経過後であっても訴えを提起することが認められる場合がある。

### 18 活動内容の明示

使用を許可された者は、使用を許可された場所において活動を行う際に、容易に実施主体がわかるよう、標章等にて名称等を明示しなければならない。また募金活動の場合には、募金の使途及び寄付先について、当局職員や駅利用者から問い合わせがあった場合には適切に対応すること。

### 19 その他

- (1) 当局が使用を許可した物件が、使用を許可された者の行為に起因するものにより、工事又は改修等の必要があると当局が判断した場合は、それらに要する費用等は使用を許可された者の負担とする。
- (2) 当局が行う工事又は改修等で、使用を許可された者の物件が工事施工上支障になると当局が判断した場合は、その物件を速やかに移設又は一時撤去等をするものとし、移設又はそれらに要する費用等は、使用を許可された者の負担とする。
- (3) 使用を許可された者が設置・保守・撤去等に係る工事を行う際には、当局の指示に基づき、必要な事前の届出を当局に対して行うものとする。

## 行政財産目的外使用許可書

横浜市交資活指令第〇号

令和〇年〇月〇日

(住所) 〇〇市〇〇区〇〇町〇—〇—〇

(団体名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者氏名) 〇〇〇〇〇〇〇〇様

横浜市交通事業管理者

当局公印

令和〇年〇月〇日に申請のありました行政財産の用途又は目的外の使用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定により、次の条件を付して許可します。

## 1 使用を許可する物件

- (1) 名称 日吉駅 地下 1 階  
(2) 所在地番 横浜市港北区日吉 4-1-11

## 2 用途指定

使用を許可された者は、1 の物件を「ワゴン店舗による一時的な販売業務」の用に供しなければならない。

## 3 使用許可期間、場所及び面積

使用許可期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（1 年間） 各日とも営業時間は 10 時 00 分から 22 時 00 分までとし、営業時間外は当局指定区画にワゴン什器類を保管すること。
使用許可場所	地下 1 階コンコース（別添駅構内図のとおり）
使用許可面積	合計〇平方メートル

※なお、本許可書交付後、使用を許可された者の責めに帰する理由による使用許可期間、場所及び面積について変更の許可は行わない。

## 4 使用料及び納付方法

## (1) 使用料

使用料は、使用許可場所で得られる売上金（消費税別）に、〇%を乗じて得た額を当局へ納めるものとし、これには消費税を加算するものとする。使用料には当該使用を許可された物件に付帯する電気使用料及び倉庫使用料（ワゴン什器類等の保管にかかる使用料）を含むものとする。

## (2) 納付方法

使用を許可された者は、当局が発行する納入通知書により当局の指定する期日までに使用料を納付しなければならない。納付された使用料については、横浜市交通局公有財産規程 18 条に基づき取り扱うものとする。

## 5 延滞金

指定した期日までに使用料を支払わないときは、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例に定めるところにより算定した金額を支払わなければならない。



## 6 使用料の改定

経済情勢の変動、その他の事情により特に必要があると認める場合には、当局は使用料を改定することができる。

## 7 経費の負担等

使用を許可された者は、使用を許可された物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、当該使用を許可された物件に付帯する電気料などの光熱水費等を負担しなければならない。

## 8 使用上の制限等

- (1) 当局が使用を許可した物件は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
- (2) 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を 2 に指定した用途以外の用途に供してはならない。
- (3) 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を受けなければならない。

## 9 転貸等の禁止

使用を許可された者は、使用を許可された物件を転貸し、又は担保に供してはならない。

## 10 使用許可の取消又は変更

当局は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違反したとき
- (2) 当局において使用を許可した物件を必要とするとき
- (3) 使用を許可された者が、横浜市高速鉄道駅構内における臨時店舗の設置に関する要綱第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する者に該当することが判明したとき

## 11 原状回復

- (1) 当局が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、当局の指定する期日までに使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、当局が特に承認したときは、この限りでない。
- (2) 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、当局は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用を許可された者は何らの異議を申し立てることができない。

## 12 損害賠償

- (1) 使用を許可された者は、その責めに帰する理由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- (2) 使用を許可された者は、使用を許可した期間が満了したときは、又は当局が使用許可を取り消したときにおいて、当局が指定する期日までに使用を許可された財産を返還しないときは、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間に应ずる使用料の額（使用料を減免されている場合には、当局の基準により算定した使用料の額）の 3 倍に相当する金額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、この許可書に定める義務を履行しないため当局に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

### 13 有益費等の請求権の放棄

当局により使用許可の取消が行われた場合において、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求しないものとする。

### 14 実地調査等

当局において必要があるときは、使用を許可した物件について随時に実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

### 15 疑義の決定

この条件に関し疑義のあるとき、その他使用を許可された物件について疑義を生じたときは、全て当局により決定するものとする。

### 16 審査請求の教示

この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（当該処分の日から起算して1年以内に限る。）に横浜市長に対して審査請求をすることができる。

ただし、正当な理由があるときには、上記期間経過後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

### 17 取消訴訟の教示

この処分については、上記16の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（当該処分の日から起算して1年以内に限る。）に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

ただし、正当な理由があるときには、上記期間経過後であっても訴えを提起することが認められる場合がある。

### 18 活動内容の明示

使用を許可された者は、使用を許可された場所において活動を行う際に、容易に実施主体がわかるよう、標章等にて名称等を明示しなければならない。また募金活動の場合には、募金の使途及び寄付先について、当局職員や駅利用者から問い合わせがあった場合には適切に対応すること。

### 19 その他

- (1) 当局が使用を許可した物件が、使用を許可された者の行為に起因するものにより、工事又は改修等の必要があると当局が判断した場合は、それらに要する費用等は使用を許可された者の負担とする。
- (2) 当局が行う工事又は改修等で、使用を許可された者の物件が工事施工上支障になると当局が判断した場合は、その物件を速やかに移設又は一時撤去等をするものとし、移設又はそれらに要する費用等は、使用を許可された者の負担とする。
- (3) 使用を許可された者が設置・保守・撤去等に係る工事を行う際には、当局の指示に基づき、必要な事前の届出を当局に対して行うものとする。

(様式1)

提案書

令和 年 月 日

(提出先)

横浜市交通事業管理者

(提出者)

所在地

名称

代表者

横浜市営地下鉄駅構内ワゴン店舗設置事業者募集要項に基づき、次のとおり提案します。

提出書類

別添のとおり

事務担当責任者

法人名	
所属・役職名	
氏名	
連絡先	所在地 〒  TEL FAX e-mail

(様式1)

提案概要

提案事業者名

(1)	対象場所	駅
(2)	目的外使用料(税抜)	売上に対する歩率 = ____% ※ 歩合営業料 = 日商 × 歩率 (%) 〔売上試算〕 売上目標額(税抜)                      歩率                      目的外使用料(税抜) _____(円/日) × ____ (%)                      =        _____(円/日) 【ご注意】納付金額については目的外使用料(税抜)に消費税を加算したものとします。
(3)	取引先	_____社 (①菓子類: ____社、②食品 ____社、③雑貨類等: 社)
(4)	テナント 入替周期	<input type="checkbox"/> 1週 <input type="checkbox"/> 2~3週 <input type="checkbox"/> その他(        日    )
(5)	テナント 営業日・営業時間	<input type="checkbox"/> 休業日なし <input type="checkbox"/> 休業日あり(年間____日程度、内訳_____) 営業時間    ____ : ____ ~ ____ : ____
(6)	主な取引先 及び取扱商品	※ 別紙(様式2)へ記載
(7)	売上金管理	
(8)	管理方法 売場管理	衛生管理
		安全管理
		販売促進
		夏場 衛生管理
(9)	E V使用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
(10)	その他提案	

(様式 2)

主な取引先テナント及び取扱商品

提案事業者名 \_\_\_\_\_

営業種目： ①菓子類 ②食品（①以外） ③雑貨類等

	テナント名	取扱商品	取扱商品写真	売上実績 ※
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				

※ 対象場所と同等の売り場での実績

横浜市交通事業管理者  
三村 庄一

誓約者  
住所

氏名 実印  
(法人の場合は、団体名及び代表者の職氏名)

TEL

### 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書

私（法人の場合、法人及び役員）は、横浜市が横浜市暴力団排除条例（以下「市条例」という。）に基づき、公有財産の売買契約、無償譲渡契約及び交換契約に関する事務から、市条例第2条に定める暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、市条例第7条に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第23条第1項若しくは第2項に違反する者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

私（法人の場合、法人及び役員）は、次に掲げる者ではありません。

- (1) 経営不振の状況（破産手続、更正手続、再生手続その他類似の手続の開始がされている、特別清算手続その他の清算手続が開始されている、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (5) 国税及び地方税を滞納している者